

平成 19 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名：アサヒビール株式会社
(コード : 2502 東証・大証第 1 部)
代表者名：代表取締役社長 荻田 伍
問合せ先：広 報 部 長 森田 健
(T E L : 03 - 5608 - 5126)

アサヒ飲料株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 25 日開催の取締役会において、アサヒ飲料株式会社（以下「対象者」又は「アサヒ飲料」といいます。）の普通株式を、対象者を完全子会社化することを目的とした友好的な公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、この公開買付け及びその後の一連の手続により対象者を完全子会社化することを予定しております。

記

1. 買付け等の目的

< 目 的 >

当社並びにその子会社及び関連会社からなるアサヒビールグループは、現在、平成 19 年からの 3 年間を実行期間とする「第 3 次グループ中期経営計画」を策定し、グループの「新たな成長軌道」の確立を目指して、グループ全体での企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、アサヒビールグループにおける飲料事業の中核会社である対象者の株式を、現在、発行済株式総数の 51.17% (26,910,000 株) 所有し、対象者を連結子会社としておりますが、上記中期経営計画に基づき、グループ各事業の事業基盤の拡大・競争力の向上、グループ全体の成長、事業競争力の向上及びグループ事業間でのシナジー創出にスピードを上げて取り組み、グループ全体での企業価値向上の取組みを更に加速するために、この度、対象者を完全子会社化することを目的として、対象者の全ての発行済株式（当社が既に保有している対象者の株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目指し、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

国内食品業界におきましては、国内人口のピークアウトを背景に、市場の成熟化がますます進展しております。そうした中、アサヒビールグループは、「第3次グループ中期経営計画」において、中核事業である酒類事業については競争力の再構築により安定的かつ長期的なキャッシュ・フローの創出を図るとともに、飲料、食品等のグループ事業については、既存事業の更なる成長に加え、積極的な投資の継続により成長基盤の拡大を図ることをグループの最重要課題として位置付けております。

また、成熟市場の下、お客様の嗜好がますます多様化する中で、生き残りをかけた競争力強化を進めるため、市場の成熟化に呼応するように、グループの垣根を越えた様々な合併連携が起きてきており、今後、その傾向はますます進むとともに大型化・頻繁化することが予想されます。アサヒビールグループにおきましても、当社が本年2月にカゴメ株式会社と資本・業務提携契約を締結し、更に、本年10月には対象者がカルピス株式会社（以下「カルピス」といいます。）と自動販売機事業の統合契約の締結を行う等、他企業との戦略的な事業提携を実施しました。

今後ともこうした外部との戦略的提携やグループ外からの事業取得等が不可欠となっており、多様な資本戦略を機動的に実施し、様々な切り口から事業競争力を強化していくことが、厳しい環境変化の中で勝ち残っていくために必要となってくるものと強く認識しております。

アサヒビールグループは、「『食と健康』を事業ドメインとして、アジア地域を中心に、お客様へ『生涯を通じた喜びと感動』を提供し続けることにより、成長性溢れる“リーディングカンパニー”を目指す」ことを長期ビジョンと定め、上記中期経営計画においてもその実行に取り組んであります。この長期ビジョンの達成に向けて、“ものづくり”における競争力強化を原点に、アサヒブランドの価値向上とグループ内の多角ブランドとの自律的連携やシナジーを追求することで、新たな成長軌道を確立し、グループ全体でコーポレートブランド価値の向上に取り組んであります。その中で、特に飲料事業については、グループ事業第2の柱として、積極的な投資を行い、対象者を中心事業基盤を拡大する方針としております。

当社は、本公開買付け等により対象者を完全子会社化することによって、グループの経営資源を更に飲料事業へ集中投下していくとともに、スピードある柔軟な資本政策によって、グループ外からの事業取得や提携の推進も機動的に行い、飲料事業全体の事業競争力の強化にスピードを上げて取り組んでいきたいと考えております。また、グループ内の経営資源の効率的活用のために、“ものづくり”における共同研究・商品開発をはじめとして、共同調達、最適生産物流体制の追求、及び共同販促の展開等、バリューチェーン全般にわたってグループの総合力を結集し、更なるシナジーを追求することによって、飲料事業の飛躍的成長と収益構造の強化・改革を推し進め、グループトータルでの着実な成長の実現を図って参ります。上位集中が更に進むことが予想されるなど飲料業界の競争環境が激化する中において、対象者にとっても、当社の完全子会社となることは、成長戦略における戦略原資の確保、従来の枠を超えたグループの経営資源の活用及びスピーディな意思決定を可能にし、飲料業界における磐石なポジションを築き上げる絶好の機会であるものと考えております。

< 本公開買付け後の完全子会社化及び経営の方針 >

当社は、上記の通り対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により対象者を完全子会社化することを予定しております。本公開買付けの完了後、本公開買付で対象者の自己株式を除く、対象者の発行する全ての普通株式を取得できなかった場合には、本完全子会社化手続として、本公開買付け完了後に、当社は、 対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、 対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、 及び 当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、 以上 ないし を含む議案を平成 20 年 3 月開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に上程することを、 対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本定時株主総会において上記 のご承認をいただきますと、 対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。上記 については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、 対象者に対し、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。また、当社は、 対象者に対し、かかる決議が行われるべき本種類株主総会において権利行使することができる株主を定めるため、平成 19 年 12 月 31 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成 20 年 3 月開催予定の本種類株主総会における権利行使することができる株主と定める旨の公告を行うことを要請する予定です。なお、かかる公告が行われた場合、全部取得条項が付されることが予定されている株式は、対象者が発行している全ての株式であることから、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された全ての株主が、本種類株主総会において権利行使することができる株主となります。

本公開買付けが完了し、本定時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、当社は本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることになります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が分配して交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却の結果株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定されることが想定されますが、この金銭の額は本公開買付けの買付価格と異なることがあります。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、当社が対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、当社は、対象者に対し、本公開買付けに応募されな

かった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記ないしの手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、()上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの()又は()の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただることとなります。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による対象者株式の所有割合及び当社以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によっては、当社は、対象者に対し、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議のうえ、会社法の手続に従い公開買付者の株式を対価とする株式交換により対象者を完全子会社化する可能性があります。

なお、本公開買付け、本完全子会社化手続の実行に関連する税務上の取り扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願い致します。

<上場廃止見込み>

対象者株式は、現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は流動性等にかかる東京証券取引所の上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続を経て上場廃止になる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、対象者が本完全子会社化手続により当社の完全子会社となることが予定されておりますので、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式に係る株券を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

<買付け等の価格の公正性を担保するための措置>

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より株式価値算定書を取得し、その意見を参

考としてあります。買付価格である 1 株当たり 2,120 円は、かかる野村證券による株式価値算定書及び意見を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付価格を決定いたしました。なお、本公開買付けにおける買付価格 2,120 円は、平成 19 年 10 月 24 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均 1,757 円（小数点以下四捨五入）に対して 20.66%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

対象者においては、第三者算定機関である PwC アドバイザリー株式会社（以下「PwC アドバイザリー」といいます。）及び大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券 SMC」といいます。）より株式価値算定書を取得しました。また、買付手続の適法性や対象者取締役会の現時点での経営判断の当否等について外部の法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして、平成 19 年 10 月 25 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討しました。その結果、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業体制の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

なお、本公開買付けの完了後に当社が要請する予定である本完全子会社化手続の実施についても、対象者の当該取締役会の賛同を得ております。

<利益相反を回避する措置>

当社と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしております。

上記の対象者の取締役会の決議は、PwC アドバイザリー及び大和証券 SMC による株式価値算定書に加えて、外部の法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして行われております。なお、当社の常務取締役兼常務執行役員である岩上伸は対象者の取締役を兼務しており、当社の常務取締役兼常務執行役員である本山和夫は対象者の監査役を兼務しており、また、当社の常勤監査役である西川菅雄は対象者の監査役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これらの 3 名は上記の対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	アサヒ飲料株式会社	
事 業 内 容	各種飲料水の製造・販売、自動販売機のオペレート、その他関連業務	
設 立 年 月 日	昭和 57 年 3 月 30 日	
本 店 所 在 地	東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 1 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡田 正昭	
資 本 金	11,081 百万円 (平成 19 年 6 月 30 日現在)	
大株主及び持株比率 (平成 19 年 6 月 30 日 現在)	アサヒビール株式会社 51.17% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4.96% アサヒ飲料社員持株会 3.66% 日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口) 3.31% バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントイーアイエスジー(常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行決済事業部) チェース マンハッタンバンク ジーティーエスクライアンツ アカウント エスクロウ(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) 明治安田生命保険相互会社第 51 口 0.73% ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社) 株式会社三井住友銀行 0.67%	
買付者と対象者の 関係等	資 本 関 係	当社は、アサヒ飲料の発行済株式総数の 51.17%を保有しております。
	人 的 関 係	当社は、アサヒ飲料に対して、取締役 1 名、監査役 2 名を派遣しております。具体的には、当社常務取締役兼常務執行役員である岩上伸が対象者取締役を、当社常務取締役兼常務執行役員である本山和夫が対象者監査役を、また、当社常勤監査役である西川薫雄が対象者監査役を兼任いたしております。なお、両社間で相互に従業員の出向がございます。

	取引関係	当社は、対象者に酒類の製造委託を行うとともに、対象者より飲料の製造受託を受けております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

- (注1) 対象者の概要に関する情報は、対象者が平成19年9月26日に提出した第26期中半期報告書に基づき記載しております。
- (注2) 「大株主及び持株比率」における持株比率は、平成19年6月30日現在における対象者の発行済株式総数(52,585,000株)を基準に算出しております。
- (注3) 「大株主及び持株比率」において、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社については、信託業務にかかる持分が含まれております。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 10 月 26 日（金曜日）から平成 19 年 12 月 6 日（木曜日）まで（29 営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 19 年 12 月 7 日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格 1 株につき金 2,120 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された株式価値算定書を参考にしました。野村證券は市場株価平均法、ディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）類似取引比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書においては、市場株価平均法では 1,682 円から 1,925 円、DCF 法では 1,888 円から 2,624 円、類似取引比較法では 1,573 円から 2,598 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されています。なお、市場株価平均法に関しては、以下の各期間における東京証券取引所市場第一部における対象者株式の平均株価（普通取引終値）に基づき株式価値の算定がなされております。

株価採用期間		1 株当たり株式価値
算定基準日	平成 19 年 10 月 23 日	1,925 円
直近の重要事実公表日以降 6 営業日平均	平成 19 年 10 月 16 日～10 月 23 日	1,875 円
直近 1 ヶ月平均	平成 19 年 9 月 25 日～10 月 23 日	1,752 円
直近 3 ヶ月平均	平成 19 年 7 月 24 日～10 月 23 日	1,682 円
算定結果		1,682 円～1,925 円

なお、上記直近の重要な事実とは、平成 19 年 10 月 15 日に対象者より公表された「当社とカルピス株式会社における自動販売機事業統合に関するお知らせ」及び「会社分割（吸収分割）による自動販売機事業部門の分社化に関するお知らせ」を指しております。

また、算定においては、カルピスとの自動販売機事業の統合の影響を考慮した事業計画を使用いたしました。

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、類似取引比較法による算定結果の最低値である1,573円からD C F法による算定結果の最高値である2,624円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり2,120円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成19年10月24日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値1,757円（小数点以下四捨五入）に対して20.66%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

算定の経緯

当社は、第3次グループ中期経営計画の策定にあたり、アサヒビールグループの経営上の様々な課題や将来の可能性について検討を行ってまいりました。

かかる検討の中において、当社は、平成19年7月頃から対象者の完全子会社化についての検討を開始いたしました。当社は、上位集中が更に進むことが予想されるなど飲料業界の競争環境が激化する中において、対象者が当社の完全子会社となることは、対象者にとって成長戦略における戦略原資の確保、従来の枠を超えたグループの経営資源の活用及びスピーディな意思決定を可能にし、飲料業界における磐石なポジションを築き上げる絶好の機会であると判断するに至りました。また、当社は、対象者が当社の完全子会社となることは、アサヒビールグループの中長期的な企業価値の向上にも大きく寄与するものと判断し、平成19年9月に野村證券をフィナンシャル・アドバイザーとして起用して、本公開買付けに関する具体的な検討・交渉・協議を開始し、以下の経緯により本公開買付けにおける株券の買付価格を決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、野村證券より株式価値算定書を平成19年10月24日に取得しております。

意見の概要

野村證券は市場株価平均法、D C F法、類似取引比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書においては、市場株価平均法では1,682円から1,925円、D C F法では1,888円から2,624円、類似取引比較法では1,573円から2,598円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券による株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、類似取引比較法による算定結果の最低値である1,573円からDCF法による算定結果の最高値である2,624円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。

更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成19年10月25日開催の当社取締役会において本公開買付けにおける買付価格を1株当たり2,120円と決定いたしました。

買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

対象者においては、第三者算定機関であるPwCアドバイザリー及び大和証券SMBcより株式価値算定書を取得し、また、買付手続の適法性や対象者取締役会の現時点での経営判断の当否等に関して外部の法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして、平成19年10月25日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業体制の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

利益相反を回避するための措置

当社と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしております。

上記の対象者の取締役会の決議は、PwCアドバイザリー及び大和証券SMBcによる株式価値算定書に加えて、外部の法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして行われております。なお、当社の常務取締役兼常務執行役員である岩上伸は対象者の取締役を兼務しており、当社の常務取締役兼常務執行役員である本山和夫は対象者の監査役を兼務しており、また、当社の常勤監査役である西川薫雄は対象者の監査役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これらの3名は上記の対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

算定機関との関係

当社又は対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
株券	25,671,259 株	株	株
新株予約権証券	株	株	株
新株予約権付社債券	株	株	株
株券等信託受益証券()	株	株	株
株券等預託証券()	株	株	株
合計	25,671,259 株	株	株

- (注 1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）は、「株式に換算した買付予定数」に記載している通り対象者が平成19年9月26日に提出した第26期中半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の発行済株式数（52,585,000株）から公開買付者が保有する株式数（26,910,000株）及び対象者が保有する自己株式数（3,741株）を控除したものになります。
- (注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としてあります。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人（後記「(11) 公開買付代理人」に記載されているものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 3) 本公開買付けにおいては、対象者が保有する自己株式3,741株（平成19年10月25日現在）については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	53,820 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.18%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	220 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.21%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	51,342 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	105,147 個	

- (注 1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は平成19年10月26日現在、公開買付者及び特別関係者が保有する株券等（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数です。「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、特別関係者である対象者の役員のアサヒ飲料役員持株会における各持分に係る議決権の数（9個）及び特別関係者である公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員のアサヒ飲

料社員持株会における各持分に係る議決権の数（23個）につきましても含めてあります。なお、「買付け等前における株券等所有割合」は「対象者の総株主等の議決権の数」に対する割合となります。

- (注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、「(5)買付予定の株券等の数」に記載された本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年9月26日に提出した第26期中半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の「総株主の議決権の数」（1単元の株式数を500株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の単元未満株式8,500株から、平成19年6月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式366株を控除した8,134株に係る議決権の数である16個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を105,163個として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 54,423百万円

- (注) 「買付代金」には、買付予定数（25,671,259株）に1株当たりの買付価格（2,120円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

決済の開始日

平成19年12月13日（木曜日）

(注)法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成19年12月14日（金曜日）となります。

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲな

いし、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、そ

の書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成19年10月26日(金曜日)

(11) 公開買付代理人 野村證券株式会社

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ております。

公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社並びにその子会社及び関連会社からなるアサヒビールグループは、現在、平成19年からの3年間を実行期間とする「第3次グループ中期経営計画」を策定し、グループの「新たな成長軌道」の確立を目指して、グループ全体での企業価値向上に取り組んでおります。

国内食品業界におきましては、国内人口のピークアウトを背景に、市場の成熟化がますます進展しております。こうした中、アサヒビールグループは、「第3次グループ中期経営計画」において、中核事業である酒類事業については競争力の再構築により安定的かつ長期的なキャッシュ・フローの創出を図るとともに、飲料、食品等のグループ事業については、既存事業の更なる成長に加え、積極的な投資の継続により成長基盤の拡大を図ることをグループの最重要課題として位置付けております。

また、成熟市場の下、お客様の嗜好がますます多様化する中で、生き残りをかけた競争力強化を進めるため、市場の成熟化に呼応するように、グループの垣根を越えた様々な合従連衡が起きており、今後、その傾向はますます進むとともに大型化・頻繁化することが予想されます。アサヒビールグループにおきましても、当社が本年2月にカゴメ株式会社と資本・業務提携契約を締結し、更に、本年10月には対象者がカルピスと自動販売機事業の統合契約の締結を行う等、他企業との戦略的な事業提携を実施しました。

今後ともこうした外部との戦略的提携やグループ外からの事業取得等が不可欠となっており、多様な資本戦略を機動的に実施し、様々な切り口から事業競争力を強化していくことが、厳しい環境変化の中で勝ち残っていくために必要となってくるものと強く認識しております。

アサヒビールグループは、「『食と健康』を事業ドメインとして、アジア地域を中心に、お客

様へ『生涯を通じた喜びと感動』を提供し続けることにより、成長性溢れる“リーディングカンパニー”を目指す」ことを長期ビジョンと定め、上記中期経営計画においてもその実行に取り組んであります。この長期ビジョンの達成に向けて、“ものづくり”における競争力強化を原点に、アサヒブランドの価値向上とグループ内の多角ブランドとの自律的連携やシナジーを追求することで、新たな成長軌道を確立し、グループ全体でコーポレートブランド価値の向上に取り組んであります。その中で、特に飲料事業については、グループ事業第2の柱として、積極的な投資を行い、対象者を中核に事業基盤を拡大する方針としてあります。

今後当社は、本公開買付け等により対象者を完全子会社化することによって、グループの経営資源を更に飲料事業へ集中投下していくとともに、スピードある柔軟な資本政策によって、グループ外からの事業取得や提携の推進も機動的に行い、飲料事業全体の事業競争力の強化にスピードを上げて取り組んでいきたいと考えております。また、グループ内の経営資源の効率的活用のために、“ものづくり”における共同研究・商品開発をはじめとして、共同調達、最適生産物流体制の追求、及び共同販促の展開等、バリューチェーン全般にわたってグループの総合力を結集し、更なるシナジーを追求することによって、飲料事業の飛躍的成長と収益構造の強化・改革を推し進め、グループトータルでの着実な成長の実現を図って参ります。上位集中が更に進むことが予想されるなど飲料業界の競争環境が激化する中において、対象者にとっても、当社の完全子会社となることは、成長戦略における戦略原資の確保、従来の枠を超えたグループの経営資源の活用及びスピーディな意思決定を可能にし、飲料業界における磐石なポジションを築き上げる絶好の機会であるものと考えております。

利益相反回避措置の内容

対象者は、公開買付者である当社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に該当することから、利益相反回避の観点から、当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関より、対象者の株式価値算定書を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしております。

加えて、対象者は、買付手続の適法性や対象者取締役会の現時点での経営判断の当否等に関して外部の法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして、平成19年10月25日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業体制の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

なお、当社の常務取締役兼常務執行役員である岩上伸は対象者の取締役を兼務しており、当社の常務取締役兼常務執行役員である本山和夫は対象者の監査役を兼務しており、また、当社の常勤監査役である西川菅雄は対象者の監査役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点

から、これらの3名は上記の対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成19年10月15日に、カルピスとの自動販売機事業を統合することを公表いたしました。対象者は平成13年よりカルピスと自動販売機相互販売の提携関係にありますが、これをさらに強化するため、両社の自動販売機事業を統合することとし、これにより、清涼飲料市場最大の売り場である自動販売機部門での売上の拡大、安定的な収益の確保、スケールメリットを活かした効率的なオペレーションに取り組んでいく予定です。詳細は対象者が「当社とカルピス株式会社における自動販売機事業統合に関するお知らせ」、「会社分割（吸収分割）による自動販売機事業部門の分社化に関するお知らせ」と題して行った公表の内容をご参照下さい。

対象者は、本日開催の取締役会において、平成19年12月末日を基準日とする期末配当を行わない旨及び平成18年12月末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待品の贈呈をもって株主優遇制度を廃止する（すなわち、平成19年12月末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待品の贈呈は行わない）旨の決議を行っております。本完全子会社化手続に際して交付される金銭の額は、本公開買付けの買付価格を基準として算定され、本公開買付けの買付価格に準ずる価格となる予定ですが、仮に対象者が、平成19年12月末日を基準日として当期末配当を支払った場合には、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間に経済的效果の差異が生じる可能性がありますので、対象者は平成19年12月期の期末配当を中止することを決議いたしました。

以上

このプレスリリースは、当社によるアサヒ飲料株式会社に対する公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。

このプレスリリースには、アサヒ飲料株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。